

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年 8 月26日
【会社名】	ジャパンプラフトホールディングス株式会社
【英訳名】	JAPAN CRAFT HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 孝子
【本店の所在の場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	(052) 725-8815 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 企画部長 若園 和章
【最寄りの連絡場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	(052) 725-8815 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 企画部長 若園 和章
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 2 回新株予約権証券 26,188,798円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,460,825,798円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行新株予約権証券（第２回新株予約権証券）】

（１）【募集の条件】

発行数	131,602個（新株予約権１個につき目的となる株式は100株）
発行価額の総額	26,188,798円
発行価格	新株予約権１個につき199円（新株予約権の目的である株式１株当たり1.99円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	2026年10月１日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ジャパクラフトホールディングス株式会社 企画部 名古屋市名東区高社一丁目210番地
払込期日	2026年10月１日（木）
割当日	2026年10月１日（木）
払込取扱場所	株式会社名古屋銀行 一社支店 名古屋市名東区高社一丁目211番地

- （注）１．第２回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。本新株予約権に係る募集を「本資金調達」といいます。）の発行については、2026年８月26日（水）開催の取締役会決議によります。なお、2026年９月29日（火）開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の普通決議による承認決議がなされることを条件としています。
- ２．当社は、割当予定先である合同会社ルビィ（以下、「割当予定先」といいます。）及び同社に匿名組合出資を行うファンド（日本リバイバルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合）を管理・運営する株式会社キーストン・パートナーズ（以下、「ＫＳＰ社」といいます。）との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生を効力発生条件とする新株予約権引受契約（以下、「本引受契約」といいます。）を2026年８月26日付で締結することを予定しております。本引受契約上、割当予定先による本第三者割当の払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること等の前提条件が充足されることを条件としています。
- ３．本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町７番１号
- ４．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- ５．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われないこととなります。
- ６．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第３ 第三者割当の場合の特記事項 １ 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は13,160,200株（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は、100株）とする。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割、無償割当て又は株式併合（以下、「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ 3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初185円とする。 2. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記

乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

	行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（東証終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,460,825,798円 （注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年10月2日から2028年9月30日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。また、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 ジャパクラフトホールディングス株式会社 企画部 名古屋市名東区高社一丁目210番地 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社名古屋銀行 一社支店

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権の全部を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができる。但し、当該取締役会の決議を行う日（以下、「本決議日」という。）及び本新株予約権を取得する日（以下、「本取得日」という。）のいずれにおいても、本決議日及び本取得日それぞれにおいて参照可能な2027年6月期又は2028年6月期（以下、「本参照事業年度」という。）に係る直近までの決算結果（各本参照事業年度につき、本参照事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されている場合、当該有価証券報告書に記載の監査済みの連結財務諸表及び財務諸表、本参照事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されていない期間について、半期報告書が提出されている場合、当該半期報告書に記載の監査又はレビュー済みの連結財務諸表及び財務諸表、本参照事業年度に係る有価証券報告書及び半期報告書が提出されていない期間について、当社が決算短信を公表している場合には、当該決算短信のうち最新のものに記載の連結財務諸表及び財務諸表をいう。）に基づき、2026年7月1日以降、単体及び連結での累積での営業損益が黒字となっていることを条件とする。取締役会が取得を決議する場合には、会社法第273条の規定に従って、本取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める本取得日に、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、当社は、本新株予約権者に対してその旨を事前に通知し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）をして、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前の時点において新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わり、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要する。 (8) 新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
--------------------------	---

（注）１．本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、下記「資金調達の目的」に記載している目的のための資金調達方法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、「本新株予約権の主な特徴」及び「本新株予約権の発行による資金調達を選択した理由について」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、現在の当社の資金ニーズに最も合致していることから、本資金調達によるデメリットも考慮した上で総合的に判断し、本資金調達方法を採用することを決定いたしました。

(1) 資金調達の目的

当社グループは、少子高齢化、趣味・嗜好の多様化に伴う既存手芸市場の縮小、消費者の購買チャネルの多様化、物価高及び円安等に伴う仕入・物流その他各種コストの上昇等を背景として、2022年6月期、2023年6月期及び2024年6月期と3期連続して営業損失、経常損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。かかる状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、収益構造の改善及び財務基盤の安定化が重要な経営課題となっておりました。

このような状況の中、当社は、2023年10月30日付で公表した構造改革において、不採算店舗の閉鎖、店舗網及びECサイトの再編、全社的な人員体制の適正化等を実行し、黒字体質の確立に向けた取組みを進めてまいりました。この構造改革により収益基盤の改善を果たせたものの、既存手芸市場の縮小及び購買チャネルの多様化等の事業環境は引き続き厳しく、中長期的に安定した収益力を確立し、持続的な

成長を実現するためには、引き続き既存事業の再構築を進めるとともに、新規事業による新たな収益基盤を確保することが必要であると認識しておりました。

当社は、かかる認識の下、2024年5月28日開催の取締役会において、合同会社ルビィを割当先とする第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行を決議し、同年6月28日開催の臨時株主総会における承認を経て資金調達（以下、総称して「前資金調達」といいます。）を実施いたしました。

前資金調達は、株式の発行により既存事業の再構築及び財務基盤の安定化に必要な資金を確保すると同時に、第1回新株予約権を割り当てることにより、新規サービスの開発や既存事業を強化するアセットを有する企業とのM & A及び資本・業務提携を機動的に検討・実行するための資金調達手段を確保することを目的としたものです。

前資金調達のうち、新株式の発行により調達した資金を 既存店舗の改装及び修繕 DX化に伴う基幹システムの入替え 不採算店舗閉鎖 SNS等を活用した広告宣伝 運転資金に活用した結果、2025年6月期において営業利益及び経常利益の黒字化を達成し、2026年6月期においては営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上するなど、収益基盤は大きく改善し、通期黒字化へ堅調に推移しております。

一方、第1回新株予約権の引受契約においては、当社がM & A・アライアンスの推進等に係る資金の調達のため、割当先による第1回新株予約権の行使を希望する場合、合同会社ルビィは、当社の要請に対し、誠実に協議に応じるものとする旨が定められていたものの、本書提出日現在において具体的なM & Aの実行には至っておらず、第1回新株予約権の行使による資金調達は実現しておりません。なお、第1回新株予約権については、その全て（131,602個）につき、その保有者たる合同会社ルビィにおいて、本新株予約権の発行を実行できないことが合理的に見込まれる場合を除き、行使期間の末日たる2026年9月30日までに行使を行う意向がないことを本引受契約において確認しているため、同日の経過をもって消滅する予定です。

当社グループは、2026年6月期から2028年6月期を対象とする新中期経営計画において、手芸の裾野拡大、収益性の向上及びグループシナジーの深化を重要な戦略骨子として掲げております。具体的には、小売事業における顧客接点の再構築、店舗モデルの見直し、店舗とECの連携によるOMOの推進、オリジナル商品及び企画商品の開発強化、出版・教育事業におけるEC事業の強化、並びに商品企画、仕入、マーケティング及び営業等の各機能の連携強化を通じて、グループ全体の収益性向上を図る方針であります。

もっとも、当社グループが新中期経営計画に掲げる成長戦略を着実に実行し、安定的な黒字体質を確立するためには、既存事業の自律的な改善に加え、当社グループの顧客基盤、店舗網、EC、出版・教育事業等とのシナジーが見込まれる企業とのM & A及び資本・業務提携を機動的に検討・実行することが重要であると認識しております。特に、手芸・ハンドメイド周辺領域、女性顧客層向けの商品・サービス領域、体験型サービス、EC・デジタル関連領域等において、当社グループの既存経営資源と補完関係を有する企業との連携は、売上高の拡大、顧客接点の強化及び収益機会の多様化に資するものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、新中期経営計画における成長戦略の実行には引き続きM & A及び資本・業務提携の検討・実行が必要であることから、第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容により、あらためてM & A及び資本・業務提携に係る資金を目的として、本新株予約権を発行することを決定いたしました。本新株予約権により、当社株価及び具体的な資金需要の状況に応じて段階的かつ機動的に資金調達を行うことが可能となる手段を引き続き確保することは、現時点における当社グループの財務戦略及び成長戦略に資するものと判断しております。

(2) 本新株予約権の概要

本新株予約権による資金調達は、当社が割当予定先に対し、対象株式数13,160,200株、行使期間約2年間、行使価額が185円に固定されている本新株予約権を割り当て（行使価額は修正されません）、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は13,160,200株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリットとなる要素>

既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、13,160,200株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じる可能性があります。

株価低迷時に資金調達が可能となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

権利不行使の可能性

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

(4) 本新株予約権の発行による資金調達を選択した理由について

上記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、当社グループは、前資金調達のうち、新株式の発行により、既存事業の再構築及び財務基盤の安定化に必要な資金を確保し、店舗改装・修繕、DX化、不採算店舗閉鎖、広告宣伝、運転資金等へ充当してまいりました。一方で、第1回新株予約権については、M&A及び資本・業務提携の機動的な資金調達手段を確保することを目的とし、その引受契約においても、当社がM&A・アライアンスの推進等に係る資金の調達のため、合同会社ルビィによる第1回新株予約権の行使を希望する場合、合同会社ルビィは、当社の要請に対し、誠実に協議に応じるものとする旨が定められておりましたが、本届出書提出日現在において具体的なM&Aの実行には至っておらず、同新株予約権の行使による資金調達は実現しておりません。そのため、当社としては、新中期経営計画の実行に必要な成長投資機会を逸しないよう、あらためてM&A及び資本・業務提携に係る資金を確保するための手段を整備する必要があると判断いたしました。

本新株予約権は、当社の株価が行使価額を下回る場合には権利行使がなされない可能性があることなどがデメリットとして考えられるものの、当社株価が行使価額を上回っている状況下においては、当社の資金調達ニーズに応じて割当予定先による権利行使が期待され、当社が必要とするタイミングで、本新株予約権の行使による事業資金の確保が実現しやすいと考えており、資金調達の機動性及び蓋然性が確保された手法であると判断いたしました。本新株予約権の資金使途であるM&A及び資本・業務提携は、候補先企業との交渉状況、事業環境、株式市場の状況その他の外部要因により、実行時期及び必要資金額が変動し得る性質を有しております。そのため、新株式の発行により一度に資金を調達する方法と比較して、具体的な資金需要や当社株価の状況に応じて段階的に資金調達を行うことが可能な新株予約権による調達は、現時点の当社の資金需要に適合するものと考えております。また、本新株予約権は、行使価額が固定され、最大交付株式数も限定されているため、希薄化の上限をあらかじめ想定できる内容となっております。なお、本引受契約において、当社がM&A・アライアンスの推進等に係る資金の調達のため、割当予定先による本新株予約権の行使を希望する場合、割当予定先は、当社の要請に対し、誠実に協議に応じるものとする旨が定められており、割当予定先との協議を通じて機動的な資金調達を実施することを目指してまいります。

さらに、当社は、下記～の資金調達方法についても比較検討しましたが、当社の時価総額、株式の流動性、財務状況、調達の確実性、発行コスト、既存株主への影響及び財務健全性への影響等を踏まえると、いずれも現時点の資金需要及び成長投資の性質に必ずしも適合しない面があるものと判断いたしました。以上を踏まえて総合的に勘案した結果、当社は、本新株予約権を割り当てる方法が現時点における資金調達の方法として最良の選択であるとの判断に至り、これを採用することを決定しました。

公募増資

公募増資は、一度に資金調達が可能となり、有力な資金調達手段の1つではありますが、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しない

め、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

ライツ・オフアリング

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的风险の低い資金の調達として適しているというメリットがありますが、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることとなります。将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があり、また、中長期的な成長投資資金については資本性調達が適していることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

2．本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権の行使の請求をしようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中（上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」といいます。）の営業時間内とします。）に行使請求受付場所に提出しなければならないものとします。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

3．本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

4．本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

5．株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式に係る株券を発行しないものとします。

6．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,460,825,798	13,960,000	2,446,865,798

- （注）１．上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（26,188,798円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,434,637,000円）を合算した金額であります。
- ２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- ３．行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
- ４．発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用、調査費用、及びその他事務費用（定時株主総会関連費用、有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計額であります。

（２）【手取金の使途】

１．調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
M & A 及び資本・業務提携に係る費用	2,446百万円	2026年10月～2028年9月
合計	2,446百万円	—

- （注）上記手取金の額は、本新株予約権が全て行使された場合の調達金額を基礎とした金額であります。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、資本業務提携先であるK S P社や銀行と協議のうえ、他の調達方法を検討する予定であります。なお、K S P社と資本業務提携に至った経緯は「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおりです。

M & A 及び資本・業務提携に係る費用

当社グループは、2026年6月期から2028年6月期を対象とする新中期経営計画において、手芸の裾野拡大、収益性の向上及びグループシナジーの深化を重要な戦略骨子として掲げております。当社グループが当該成長戦略を着実に実行し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図るためには、既存事業の自律的な改善に加え、当社グループの顧客基盤、店舗網、E C、出版・教育事業等とのシナジーが見込まれる企業とのM & A 及び資本・業務提携を機動的に検討・実行することが重要であると考えております。

当社グループは、2021年2月に株式会社エポック社及び株式会社マスターピースと「シルバニアファミリー」オリジナル商品の企画販売等における業務提携や、2022年7月に手芸業界屈指の出版事業・教育事業を有する株式会社日本ヴォーグ社を子会社化するなど、多様化するお客さまのニーズに応えるべくグループとしての商品・サービス強化を行ってまいりました。このような過去の取組みを通じて、当社グループは、M & A 及び資本・業務提携が、商品・サービスの拡充、新たな顧客層の獲得、顧客接点の強化に寄与する有効な成長戦略であると認識しております。

第1回新株予約権の発行後、外部M & A 仲介業者も活用し、当社グループとの事業シナジーが見込まれる候補先企業の選定及び具体的な候補企業との面談等を進めてまいりましたが、現時点で具体的な候補先企業の選定には至っておりません。引き続き、手芸・ハンドメイドに関連する領域、当社グループの主要顧客層である女性をターゲットにした商品・サービス領域等において強みを持つ事業とのM & A や資本・業務提携の可能性を検討してまいります。そのため、本新株予約権の行使により調達する資金を、当社グループとの事業シナジーが創出可能な企業とのM & A 及び資本・業務提携に係る費用として2,446百万円充当する予定であります（M & A 及び資本・業務提携は、案件ごとの個別性が高いことに鑑みて、件数及び1件当たりの必要資金の想定は置いておりません。）。なお、候補先企業の事業規模、事業内容、当社グループとのシナジーの内容及び必要資金額等を踏まえ、K S P社との共同によるM & A、資本・業務提携その他の提携形式を含め、案件ごとに最適な手法を検討してまいります。

上記調達資金は、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて管理いたします。また、資金の使途や金額に変更があった場合又はM & A 等による具体的な資金使途が確定した場合には、法令等に従い適時適切に開示いたします。

また、支出予定時期にM & A の実行に至らなかった場合は、支出予定時期の延長の検討、あるいは店舗改装及び修繕やD X投資その他成長機会への投資等へ充当する予定であります。なお、これらの資金使途及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。

< 前回の資金調達における資金使途 >

本届出書提出日現在における前資金調達による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。

（2024年5月28日開催の取締役会決議に係る第三者割当による新株式発行により調達した資金の充当状況）

具体的な使途	充当予定額 （百万円）	実際の調達額 （百万円）	充当額 （百万円）	支出時期
既存店舗の改装及び修繕費	153	153	153	2024年7月 ～2026年6月
D X 化に伴う基幹システムの入れ替え	260	260	260	2024年7月 ～2025年6月
店舗閉鎖に伴う費用	110	110	110	2024年7月 ～2025年6月
広告宣伝費	100	100	100	2024年7月 ～2025年6月
運転資金	305	305	305	2026年2月 ～2026年6月
合計	928	928	928	

（注） 2026年1月29日付「資金使途変更に関するお知らせ」において上記のとおり資金使途を変更しております。

（2024年5月28日開催の取締役会決議に係る第三者割当による第1回新株予約権発行により調達した資金の充当状況）

具体的な使途	充当予定額 （百万円）	実際の調達額 （百万円）	充当額 （百万円）	支出（予定）時期
M & A 及び資本・業務提携に係る費用	2,421	-	-	2024年7月 ～2026年9月
合計	2,421	-	-	

本届出書提出時点において第1回新株予約権は全て未行使です。

2. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで当社グループの収益力の改善、事業拡大及び財務基盤の安定化が見込まれることから、今回の資金使途には合理性があると考えております。

これにより、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

有価証券届出書提出日現在の割当予定先の状況を記載しております。

a．割当予定先の概要

今回の割当予定先は、K S P社が管理・運営するファンド（日本リバイバルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合、2022年7月1日組成。以下、「本ファンド」といいます。）が匿名組合出資を行っている合同会社ルビィとなります。

名称	合同会社ルビィ
本社の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内
代表者の役職及び氏名	代表社員 一般社団法人ルビィホールディングス 職務執行者 高山 知也
資本金	100,000円（2026年3月31日現在）
事業の内容	1．金銭債権の取得、保有及び処分 2．信託受益権の取得、保有及び処分 3．有価証券の取得、所有及び処分 4．一般社団法人、特定目的会社その他の法人への出資、その他の持分の取得、保有及び処分 5．その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する業務
主たる出資者及びその出資比率	一般社団法人ルビィホールディングス 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	12,460,600株（左記の普通株式のほか、第1回新株予約権131,602個を保有しております。なお、第1回新株予約権については、その全て（131,602個）につき、その保有者たる合同会社ルビィにおいて、本新株予約権の発行を実行できないことが合理的に見込まれる場合を除き、行使期間の末日たる2026年9月30日までに行使を行う意向がないことを本引受契約において確認しているため、同日の経過をもって消滅する予定です。）
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		資本業務提携契約を締結しております。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、2020年5月13日に公表いたしました「株式会社キーストーン・パートナーズとの資本業務提携、第三者割当による新株式発行、並びに、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、K S P社及び鈴蘭合同会社（後に合同会社エメラルドがその地位を承継しています。）と資本業務提携契約を締結し、約15億円の第三者割当増資を実施いたしました。当該資本業務提携及び2022年12月21日付の、当社、K S P社及び合同会社ルビィとの間で締結済みの資本業務提携契約の下、K S P社より経営参画（ハンズオン）の一環として、K S P社が指名する議決権のないオブザーバー2名が当社グループの各種会議体に出席することで、経営全般に係る助言をいただいております。当社が直面する長期的な売上高の低迷や最終赤字から脱却し、事業構造の改革及び第三者との提携等を実行し、当社グループの事業を発展成長させ、企業価値向上と株主利益の最大化に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、当社グループは、少子高齢化や趣味の多様化を背景に手芸人口が減少するなか、消費者物価上昇に伴う消費選別の強まりもあり客数が減少し、2022年6月期、2023年6月期及び2024年6月期と継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。当社グループは、当該状況を解消すべく、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「（注）1．本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」の「（4）資金調達の目的」に記載しましたように、黒字体質の確立に向け構造改革に取組み、収益基盤の改善を進めるとともに、安定した収益力の確立と持続的な成長を実現するために前資金調達を実施いたしました。割当予定先である合同会社ルビィ及び同社に匿名

組合出資を行うファンドを管理・運営するKSP社は、当社との資本業務提携関係を通じて、当社グループの事業及び財務の状況、構造改革の進捗、新中期経営計画における成長戦略を十分に理解している相手先であります。新中期経営計画における成長戦略の実行には引き続きM&A及び資本・業務提携の検討・実行が必要であり、第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容により、本新株予約権の割当を受けることで引き続き当社グループの企業価値向上と株主利益の最大化に向けて取り組みたいとの意向があったことから、KSP社及び割当予定先との資本業務提携関係を継続・強化することが必要であると判断いたしました。したがって、合同会社ルビィが本新株予約権の割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
合同会社ルビィ	本新株予約権 131,602個 (その目的となる株式の数13,160,200株)

e．株券等の保有方針

本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、割当予定先から原則として中長期で保有する方針である旨を割当予定先より受領した書面にて確認しております。

また、本新株予約権には割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

割当予定先は、本新株予約権については、現時点において、譲渡を行わず、行使可能期間中、保有した上で行使を行う方針であることを口頭で確認しております。取締役会の決議による当社の承認を以て新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を速やかに開示いたします。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の資金等の状況について、割当予定先より、割当予定先が銀行口座にて保管している資金に加えて、本ファンドからの匿名組合出資により取得する資金をもって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金を用意する旨の説明を受けております。また、当社は、割当予定先より、本ファンドは、本ファンドの投資家に対するキャピタル・コールにより、割当予定先に対する匿名組合出資に必要な資金を用意する旨の説明を受けております。割当予定先は、本ファンドから、キャピタル・コールにより確保可能な金額の残高が払込みに要する資金を上回っている旨、及び割当予定先と本ファンドの間で締結済みの資産保有匿名組合契約書に従い、払込みに要する資金相当額の匿名組合出資を行う用意がある旨を確認できる証明書を取得しており、当社はその写しを受領することにより確認しております。加えて、KSP社及び本ファンドより、本ファンドの投資家は、キャピタル・コールを受けた場合には出資を行うことが義務付けられていることをヒアリングにて確認しており、キャピタル・コールにより確保可能な金額の残高が本新株予約権の取得に要する資金及び本新株予約権を全て行使した場合に要する金額の総額から割当予定先が銀行口座にて保管している資金を控除した金額を上回っている旨を上記証明書の写しを受領することにより確認しております。したがって、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、KSP社、本ファンド及び割当予定先に実質的に関与するもの（割当予定先と同じ所在地の法人やKSP社の役員及び株主等）が反社会的勢力との関係を有しているかどうかに関し、第三者の信用調査機関である株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町1-19-1、代表取締役社長 中岡裕一）に調査を依頼いたしました。その結果、KSP社、本ファンド及び割当予定先その他関係者が反社会的勢力と関係がない旨の報告を受けております。

以上を踏まえ、当社は、KSP社、本ファンド、割当予定先に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないと判断のうえ、「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）に提出しております。

h. 特定引受人に関する事項

本資金調達により発行される本新株予約権の目的である株式13,160,200株に係る議決権の数は131,602個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大50.77%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。下記は、同項及び第55条の2に定める通知事項です。

() 特定引受人の氏名又は名称及び住所

合同会社ルビィ

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

() 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

256,208個

() () の交付株式に係る最も多い議決権の数

131,602個

() () に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

504,673個

() 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化による既存の株式価値の下落のおそれがありますが、本新株予約権の行使による調達資金は、M & A 及び資本・業務提携に係る費用を用途とし、当社の事業基盤を強化・拡大させることができ、当社が新中期経営計画で掲げる戦略骨子である 手芸の裾野拡大、収益性の向上、グループシナジーの深化に資するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、合理的であると判断しております。なお、取締役のうち1名はK S P 社の顧問を兼任しておりますので、特別の利害関係を有するとして、本審議には参加していません。

() 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査等委員会の意見

当社の監査等委員会より、以下の各号の事項を総合的に勘案した結果、本資金調達に関して、特定引受人との間で総数引受契約を締結することについては、合理的であると判断する旨の意見を書面により受領しております。なお、監査等委員のうち1名はK S P 社の顧問を兼任しておりますので、特別の利害関係を有するとして、本審議には参加していません。

本新株予約権が行使され、当社が資金を調達することにより、当社グループの収益力の改善、事業拡大及び財務基盤の安定化を図る必要性が認められること

本新株予約権の発行価額は株式会社A G S F A S（住所：東京都千代田区大手町1-9-5、代表者：廣渡嘉秀、以下、「A G S」といいます。）によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に対し特に有利な条件でないこと

本新株予約権の行使による資金調達により当社グループの収益力の改善、事業拡大及び財務基盤の安定化を図るという目的に照らし、株式の希薄化の規模が合理的であること

本新株予約権の発行に際し、株主総会決議による株主の意思確認手続きが行われること

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関であるAGSに依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値182円）、ボラティリティ（33.62%）、配当利回り（1.65%）、無リスク利率（1.70%）、行使期間（2.10年）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置き、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、この評価（本新株予約権1個当たり199円、1株当たり1.99円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金199円としました。また、本新株予約権の行使価額については、1株185円といたしました。これは取締役会決議日の前営業日（2026年8月25日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に対して1.65%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）のプレミアムとなります。行使価額の決定については、当該ディスカウント率も踏まえて、本新株予約権が、第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容であることを前提に、当社の業績動向、財務状況、株価動向、調達資金の具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針及び本新株予約権の行使期間等を勘案して、割当予定先と第1回新株予約権と異なる行使価額の設定及びそれによる行使の蓋然性への影響についても協議した上で総合的に判断し、適切なオプションバリューを設定して本新株予約権の払込金額に反映することを前提に、前資金調達の際と同額とすることが適切であると判断いたしました。また、この行使価額は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはなく、また、本新株予約権が第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容であることを前提に割当予定先と協議をした上で定めたものであることから、合理的なものと判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額（185円）は取締役会決議日の前営業日までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である202円に対して8.42%のディスカウント、取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である213円に対して13.15%のディスカウント、取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である213円に対して13.15%のディスカウントとなっております。

また、当社監査等委員会（2名、うち1名が社外取締役）より、AGSは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、AGSは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、AGSによる本新株予約権の発行価額の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してAGSから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、AGSによって算出された評価額の妥当性の検証の観点から、当社監査等委員会が独自に、当社及び割当予定先並びにAGSのいずれとも重要な利害関係のない第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング、代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）に本新株予約権の評価を依頼したところ、本新株予約権1個の払込金額である199円以下の評価額が示されたことに加え、本新株予約権の発行価額はAGSによって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見を書面により受領しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は13,160,200株（議決権数131,602個）であり、2026年6月30日現在の当社発行済株式総数37,341,680株及び議決権数373,071個を分母とする希薄化率は35.24%（議決権ベースの希薄化率は35.28%）に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、調達した資金を上述の「調達する資金の具体的な使途」のとおり充当することによって、手芸・ハンドメイドに関連する領域、当社グループの主要顧客層である女性をターゲットにした商品・サービス領域等において強みを持つ事業を対象にM&A・アライアンスを推し進めることによって、当社グループの顧客基盤、店舗網、EC、出版・教育事業等とのシナジー創出により成長基盤構築を図ります。これらの取り組みにより、当社は、現在掲げている長期ビジョン2030において当社が目指す“「手作り」を軸に新ビジネス領域を拡大し、お客様と従業員の自己実現を叶えます”というビジョンを実現することで、確実に利益を生み出す企業体質へ

と改善し、事業拡大及び財務基盤を安定化させることにより、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間（2026年2月～2026年7月）における1日当たり平均出来高は12,816株であり一定の流動性を有していることから、市場に与える影響は限定的であると考えております。

したがって、本新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は25%を超える大規模なものであり、また本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主が異動する見込みがあることから、本新株予約権の発行につきまして、本定時株主総会に付議し、株主に諮る予定であります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数13,160,200株に係る議決権の数は131,602個であります。

よって、本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、2026年6月30日現在の発行済株式数37,341,680株に対し35.24%であり25%以上となります。

したがって、本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当し、また、本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主が異動する見込みがあります。

そのため、当社は、本新株予約権の発行の妥当性について株主の意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、本定時株主総会において、普通決議による承認が得られることを条件としております。

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
合同会社ルビィ	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号	12,460	33.40	25,620	50.77
GOTO株式会社	愛知県瀬戸市坊金町247- 1	3,376	9.05	3,376	6.69
後藤 薫徳	愛知県瀬戸市	3,154	8.46	3,154	6.25
瀬戸 信昭	東京都文京区	1,245	3.34	1,245	2.47
ジャパンクラフトホールディングス取引先持株会	愛知県名古屋市名東区高社 1 丁目210番地	1,051	2.82	1,051	2.08
ジャパンクラフトホールディングス従業員持株会	愛知県名古屋市名東区高社 1 丁目210番地	698	1.87	698	1.38
冠 達実	神奈川県平塚市	635	1.70	635	1.26
瀬戸 高信	東京都文京区	584	1.57	584	1.16
徳永 信	神奈川県逗子市	475	1.27	475	0.94
瀬戸 みどり	東京都杉並区	460	1.24	460	0.91
計	—	24,143	64.71	37,303	73.92

（注）１．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年６月30日現在の株主名簿を基に計算したものであります。

２．割当前の発行済株式数については2026年６月30日現在の株式数37,341,680株（総議決権数373,071個）としております。

３．割当予定先の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

４．本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。

５．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社グループは、2022年6月期、2023年6月期及び2024年6月期と継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したものの、構造改革と前資金調達による既存事業の再構築と財務基盤の安定化により、2025年6月期においては営業利益及び経常利益の計上、加えて2026年6月期においては親会社株主に帰属する当期純利益を計上し、通期黒字化に向けて堅調に推移しております。一方で、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「（注）1．本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」の「（1）資金調達の目的」に記載しましたように、当社グループが新中期経営計画に掲げる成長戦略を着実に実行し、安定的な黒字体質を確立するためには、既存事業の自律的な改善に加え、当社グループの顧客基盤、店舗網、EC、出版・教育事業等とのシナジーが見込まれる企業とのM&A又は資本・業務提携を機動的に検討・実行することが必要であると認識しております。そのため、新中期経営計画における成長基盤構築を目的に本新株予約権による資金調達を行うものであります。

(2) 資金調達の方法として本新株予約権の発行を選択した理由

当社は、上記「大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載の資金調達をおこなうために、様々な資金調達方法を検討いたしました。既存株主の皆様の希薄化を避けるために金融機関からの間接金融による調達も活用しており、運転資金についてはシンジケートローンにより調達を行っております。しかし、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「（注）1．本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」の「（4）本新株予約権の発行による資金調達を選択した理由について」に記載しましたように、当社の現状の財務状況、及び業績状況を考慮すると間接金融による資金調達のみでは財務バランスを悪化させるリスクがあります。そのため、直接金融による資金調達を検討してまいりましたが、その中でも本新株予約権の発行による方法が、今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的に資金を調達したいという当社のニーズには最も合致していると判断し、資金調達の方法として本新株予約権の発行を選択いたしました。

(3) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本資金調達により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本資金調達は大規模な第三者割当に該当します。このような希薄化は株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行と行使の進捗により、このような資金調達が無ければ成し得ない、上記「大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載の成長基盤構築が可能になるものと考えており、それは既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本資金調達による希薄化は大規模であるものの、既存株主への悪影響の程度は、本資金調達によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

しかしながら、当社取締役会は、株主意思を尊重する観点から、本資金調達の必要性及び相当性については、株主の皆様ご意思確認を実施することとし、本定時株主総会において普通決議による承認が得られることを条件としております。

(4) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

本資金調達は、希薄化率が25%以上であり、かつ本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主の異動を伴う見込みがあることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程第440条の規定に基づき、(1)経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかが必要となります。

この点、当社はより株主意思を尊重する観点から、上記(2)の株主の意思確認手続きを実施する予定であり、2026年9月29日（火）開催予定の本定時株主総会にて、本資金調達に関する議案を付議し、本資金調達の必要性及び相当性について株主の皆様に対してご説明のうえ、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様ご意思確認をさせていただくこととします。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第4期、提出日2025年9月25日）及び半期報告書（第5期中、提出日2026年2月13日）（以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月26日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

第四部 組込情報の有価証券報告書（第4期）の提出日以降、本届出書提出日（2026年8月26日）までに、以下の臨時報告書を提出しており、その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

（2025年9月29日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

2025年9月26日開催の当社第4期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

（1）当該株主総会が開催された年月日

2025年9月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円 総額112,019,796円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月29日

なお、配当原資はその他資本剰余金といたします。

その他の剰余金の処分に関する事項

（1）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 49,392,763円

（2）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 49,392,763円

（3）効力発生日

2025年9月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、堀孝子及び後藤邦仁を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、西江章及び福海照久を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

補欠監査等委員である取締役として、柚原肇を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	297,527	886	-	（注）1	可決 98.01
第2号議案				（注）2	
堀 孝子	297,316	1,099	-		可決 97.94
後藤 邦仁	297,243	1,172	-		可決 97.91
第3号議案				（注）2	
西江 章	295,345	3,070	-		可決 97.29
福海 照久	297,328	1,087	-		可決 97.94
第4号議案				（注）2	
柚原 肇	297,297	1,118	-		可決 97.93

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上

3．最近の業績の概要について

2026年8月10日に開示いたしました「2026年6月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載されている第5期（自2025年7月1日 至 2026年6月30日）連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,304,539	1,887,762
受取手形	25,540	28,836
売掛金	905,347	777,587
営業未収入金	221,340	213,841
商品及び製品	3,892,480	3,901,272
仕掛品	14,014	12,892
貯蔵品	3,594	3,449
その他	259,272	402,295
貸倒引当金	1,303	428
流動資産合計	7,624,826	7,227,509
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,026,507	1,962,119
減価償却累計額	1,259,259	1,238,725
建物及び構築物（純額）	767,247	723,394
車両運搬具	5,091	5,091
減価償却累計額	5,091	5,091
車両運搬具（純額）	0	0
器具及び備品	340,151	307,157
減価償却累計額	307,763	273,480
器具及び備品（純額）	32,388	33,676
土地	2,186,619	2,186,619
リース資産	11,140	2,857
減価償却累計額	9,732	122
リース資産（純額）	1,408	2,734
有形固定資産合計	2,987,663	2,946,425
無形固定資産		
その他	42,012	46,990
無形固定資産合計	42,012	46,990
投資その他の資産		
投資有価証券	170,164	25,308
繰延税金資産	-	87,525
差入保証金	721,098	667,989
その他	9,253	23,986
投資その他の資産合計	900,516	804,810
固定資産合計	3,930,193	3,798,225
資産合計	11,555,019	11,025,735

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	462,231	522,192
電子記録債務	484,499	206,317
短期借入金	2,480,000	2,700,000
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	394,719	334,128
未払金	444,057	408,371
未払法人税等	100,922	78,080
契約負債	620,345	304,818
賞与引当金	23,517	21,493
株主優待引当金	97,171	109,782
店舗閉鎖損失引当金	8,979	1,638
資産除去債務	24,783	2,488
その他	458,734	442,899
流動負債合計	5,639,960	5,172,210
固定負債		
社債	40,000	-
長期借入金	579,573	507,842
リース債務	1,408	2,734
繰延税金負債	543,450	446,965
退職給付に係る負債	393,940	355,333
資産除去債務	544,991	497,807
その他	117,303	85,852
固定負債合計	2,220,667	1,896,536
負債合計	7,860,627	7,068,746
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	355,761	194,406
利益剰余金	3,166,716	3,648,092
自己株式	7,747	7,762
株主資本合計	3,614,730	3,934,736
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	57,420	12
その他の包括利益累計額合計	57,420	12
新株予約権	22,240	22,240
純資産合計	3,694,391	3,956,989
負債純資産合計	11,555,019	11,025,735

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	14,045,675	14,041,061
売上原価	5,978,595	6,119,004
売上総利益	8,067,079	7,922,056
販売費及び一般管理費	8,001,416	7,815,986
営業利益	65,663	106,069
営業外収益		
受取利息	1,819	3,920
受取配当金	5,357	2,846
受取保険金	1,138	274
助成金収入	-	3,233
その他	6,426	5,654
営業外収益合計	14,742	15,929
営業外費用		
支払利息	63,937	82,271
シンジケートローン手数料	-	48,870
株式交付費	6,225	-
その他	5,550	2,461
営業外費用合計	75,713	133,602
経常利益又は経常損失 ()	4,692	11,603
特別利益		
投資有価証券売却益	-	217,501
関係会社株式売却益	-	132,751
店舗閉鎖損失引当金戻入額	17,491	-
その他	575	-
特別利益合計	18,066	350,252
特別損失		
固定資産除却損	817	0
減損損失	151,392	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	1,272
特別損失合計	152,210	1,272
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 ()	129,451	337,376
法人税、住民税及び事業税	116,604	82,934
法人税等還付税額	-	22,724
法人税等調整額	11,926	154,816
法人税等合計	128,531	94,605
当期純利益又は当期純損失 ()	257,983	431,982
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 ()	257,983	431,982

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）	当連結会計年度 （自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
当期純利益又は当期純損失（ ）	257,983	431,982
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,102	57,408
その他の包括利益合計	1,102	57,408
包括利益	259,085	374,574
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	259,085	374,574
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,332,695	1,483,325	7,747	2,908,274
当期変動額					
新株の発行	482,220	482,220			964,440
減資	482,220	482,220			-
欠損填補		1,941,374	1,941,374		-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			257,983		257,983
自己株式の取得				0	0
新株予約権の発行					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	976,934	1,683,391	0	706,456
当期末残高	100,000	355,761	3,166,716	7,747	3,614,730

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	58,522	58,522	-	2,966,796
当期変動額				
新株の発行				964,440
減資				-
欠損填補				-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				257,983
自己株式の取得				0
新株予約権の発行			22,240	22,240
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,102	1,102	-	1,102
当期変動額合計	1,102	1,102	22,240	727,595
当期末残高	57,420	57,420	22,240	3,694,391

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	355,761	3,166,716	7,747	3,614,730
当期変動額					
欠損填補		49,392	49,392		-
剰余金の配当		111,962			111,962
親会社株主に帰属する 当期純利益			431,982		431,982
自己株式の取得				14	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	161,354	481,375	14	320,005
当期末残高	100,000	194,406	3,648,092	7,762	3,934,736

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	57,420	57,420	22,240	3,694,391
当期変動額				
欠損填補				-
剰余金の配当				111,962
親会社株主に帰属する 当期純利益				431,982
自己株式の取得				14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	57,408	57,408	-	57,408
当期変動額合計	57,408	57,408	-	262,597
当期末残高	12	12	22,240	3,956,989

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 ()	129,451	337,376
減価償却費	75,680	84,193
減損損失	151,392	-
貸倒引当金の増減額 (は減少)	638	134
賞与引当金の増減額 (は減少)	2,181	4,240
株主優待引当金の増減額 (は減少)	25,790	12,610
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	9,223	6,645
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (は減少)	17,491	1,272
受取利息及び受取配当金	7,177	6,766
支払利息	63,937	82,271
シンジケートローン手数料	-	48,870
株式交付費	6,225	-
投資有価証券売却損益 (は益)	-	217,501
関係会社株式売却損益 (は益)	-	132,751
売上債権の増減額 (は増加)	54,010	425
棚卸資産の増減額 (は増加)	53,644	42,132
営業未収入金の増減額 (は増加)	34,919	7,499
未収消費税等の増減額 (は増加)	46,039	12,712
差入保証金の増減額 (は増加)	49,566	16,639
仕入債務の増減額 (は減少)	203,040	218,220
未払金の増減額 (は減少)	164,931	22,095
未払消費税等の増減額 (は減少)	36,824	7,592
契約負債の増減額 (は減少)	133,183	21,231
その他	70,990	5,508
小計	195,157	28,349
利息及び配当金の受取額	7,159	5,394
利息の支払額	63,937	82,271
コミットメントフィーの支払額	1,751	1,289
店舗閉鎖損失の支払額	100,883	10,473
法人税等の支払額	147,974	118,854
法人税等の還付及び還付加算金の受取額	650	846
営業活動によるキャッシュ・フロー	501,893	234,997
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	102,098	53,550
無形固定資産の取得による支出	78,160	24,941
投資有価証券の取得による支出	705	-
投資有価証券の売却による収入	-	280,671
資産除去債務の履行による支出	28,368	22,716
長期前払費用の取得による支出	23,698	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	-	370,641
投資活動によるキャッシュ・フロー	233,032	191,179

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	250,000	250,000
長期借入れによる収入	589,000	450,000
長期借入金の返済による支出	600,589	463,222
社債の償還による支出	40,000	40,000
株式の発行による収入	916,034	-
新株予約権の発行による収入	22,240	-
自己株式の取得による支出	0	14
リース債務の返済による支出	4,335	1,531
シンジケートローン手数料の支払額	-	48,870
配当金の支払額	557	111,962
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,131,792	34,399
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	396,866	391,776
現金及び現金同等物の期首残高	1,882,672	2,279,539
現金及び現金同等物の期末残高	2,279,539	1,887,762

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業領域を基礎としたセグメントから構成されており、小売事業と出版・教育事業の2つを報告セグメントとしております。

小売事業は、手芸用品の販売を中心とした店舗を展開しており、主な店舗としては「クラフトハートトーカイ」を展開しております。出版・教育事業は、書籍の販売及び手芸関連の教室「ヴォーグ学園」の運営を中心に行っております。

なお、2026年5月1日付でヴォーグ学園の全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1、3	連結損益計算書 計上額(注) 2
	小売事業	出版・教育事業			
売上高					
外部顧客への売上高	10,900,535	3,145,140	14,045,675	-	14,045,675
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,264	67,458	68,722	68,722	-
計	10,901,799	3,212,598	14,114,397	68,722	14,045,675
セグメント利益	318,501	46,550	365,051	299,388	65,663
資産	5,871,808	5,824,990	11,696,798	141,778	11,555,019
その他の項目					
減価償却費	6,379	69,301	75,680	-	75,680
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	167,270	42,857	210,127	-	210,127

(注) 1 セグメント利益の調整額 299,388千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 297,987千円及び未実現利益の調整額 1,400千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 セグメント資産の調整額 141,778千円には、セグメント間消去額 3,533,109千円と、各セグメントに配分していない全社資産3,391,330千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社である当社の現金及び預金、貸付金等であります。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1、3	連結損益計算書 計上額(注) 2
	小売事業	出版・教育事業			
売上高					
外部顧客への売上高	10,985,186	3,055,874	14,041,061	-	14,041,061
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,914	69,049	71,964	71,964	-
計	10,988,101	3,124,924	14,113,025	71,964	14,041,061
セグメント利益	350,499	83,156	433,655	327,586	106,069
資産	6,319,006	5,377,518	11,696,525	670,789	11,025,735
その他の項目					
減価償却費	16,444	67,749	84,193	-	84,193
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	68,960	19,981	88,941	-	88,941

(注) 1 セグメント利益の調整額 327,586千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 327,052千円及び未実現利益の調整額 534千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 セグメント資産の調整額 670,789千円には、セグメント間消去額 4,098,425千円と、各セグメントに配分していない全社資産3,427,635千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社である当社の現金及び預金、貸付金等であります。

4 「出版・教育事業」に分類しておりましたヴォーグ学園については、全株式を譲渡したため、売上高、セグメント利益及びその他の項目については、連結除外日までの実績を含めておりますが、資産については除外しております。

[関連情報]

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：千円）

	小売事業	出版・教育事業	全社・消去	合計
減損損失	145,334	6,058	-	151,392

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報の注記）

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1株当たり純資産額	98円99銭	106円03銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	6円91銭	11円57銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	10円95銭

（注）１ 前連結会計年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

２ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 当期純損失() (千円)	257,983	431,982
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失() (千円)	257,983	431,982
普通株式の期中平均株式数 (株)	37,320,733	37,320,689
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	2,143,743
(うち新株予約権) (株)	-	2,143,743
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

（重要な後発事象の注記）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年9月25日 東海財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第5期中)	自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	2026年2月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年9月25日

ジャパンプラフトホールディングス株式会社

取締役会御中

栄監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 横井陽子

指定社員
業務執行社員

公認会計士 玉置浩一

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジャパンプラフトホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンプラフトホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

藤久株式会社における商品の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
ジャパンクラフトホールディングス株式会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表において商品及び製品を3,892,480千円計上している。当該金額には、小売事業セグメントに所属する連結子会社である藤久株式会社の商品3,397,161千円が含まれており、総資産の29%に相当する。 【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産に記載されているとおり、商品の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回った場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としている。 【注記事項】（重要な会計上の見積り）棚卸資産の評価に記載されているとおり、会社を取り扱う商品は、品質劣化が比較的緩やかである反面、多品種であり、販売価額は商品ごとの需要などの外部環境の影響を受ける。 正味売却価額は、商品の将来の販売予測、処分計画に加え、滞留商品の販売過去実績等に基づき見積られる。このような正味売却価額の見積りには不確実性を伴い、経営者による判断が商品の連結貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、同社の商品の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、同社の商品の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に棚卸資産の評価に利用する基礎情報の正確性及び網羅性を担保するための統制を確認した。 (2)棚卸資産の評価損の見積りの合理性の評価 - 商品の将来の販売予測及び処分計画について経営者及び関連部署の責任者に対して質問し、実際の商品の販売状況や処分状況と照合することでその合理性を確認した。 - 過年度における棚卸資産の評価損の見積りとその後の滞留商品の販売実績を比較し、その差異原因について検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。 - 評価の基礎資料である棚卸資産の一覧表に、同社の棚卸資産が全て集計されているかどうかを、一覧表の合計額と棚卸資産残高を照合することにより検討した。また、サンプル抽出した品目について、保有期間別の分類区分が正確に行われているかどうかを検討した。 - 棚卸資産の評価損の見積りにあたって、計算過程及び計算結果の合理性を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ジャパンクラフトホールディングス株式会社の2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ジャパンクラフトホールディングス株式会社が2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１ 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２ X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月25日

ジャパンプラフトホールディングス株式会社

取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 横井 陽子

指定社員
業務執行社員

公認会計士 玉置 浩一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジャパンプラフトホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンプラフトホールディングス株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月13日

ジャパクラフトホールディングス株式会社

取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

横井陽子

指定社員
業務執行社員

公認会計士

玉置浩一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているジャパクラフトホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパクラフトホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。